

吉田神社所蔵品を市の文化財に指定しました

豊橋祇園祭でよく知られる吉田神社は、平安時代の天治元年(1124年)の創建と伝わり、多くの文化財が所蔵されています。このたび、令和4年3月30日に神社の所蔵品のうち2件を市指定有形文化財に指定したのでご報告します。なお、今回の指定により本市に所在する指定・登録文化財は、合計138件になりました。

◆所有者 宗教法人吉田神社 代表役員 水谷雅則（豊橋市関屋町2）

◆指定された文化財

○市指定有形文化財

・獅子

指定区分：彫刻、時期：鎌倉時代、員数：1対（2躯）

・獅子・狛犬

指定区分：彫刻、時期：南北朝～室町時代、員数：1対（2躯）

◆文化財指定の経緯

吉田神社には、同社の歴史や祭礼に関する資料が多数所蔵されています。文化財としての価値の検討を重ねながら、昨年度から市の文化財指定を進めています。

ポイント 吉田神社の歴史をものがたる文化財

吉田神社はかつて天王社・牛頭天王・吉田天王社と呼ばれた神社で、古い由緒を持ち、治承2年(1178年)に源頼朝が家臣を代参させたと言われています。今回指定になった獅子及び獅子・狛犬は、市域に残る数少ない作例であり、吉田神社のすぐれた歴史をものがたるものとして貴重です。



獅子



獅子・狛犬

【指定記念一般公開】

◆ 指定記念一般公開

公開日時：4月23日（土） 10時から16時

会場：吉田神社社務所（関屋町2）

問合先 豊橋市文化財センター 学芸員 鶴田知大（56-6060）